

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

文化スポーツ観光局を設置する本庁機関の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の終了に伴い、小規模となっているスポーツ局と業務の関連性・親和性が高い国際文化観光局とを統合し、効果的・効率的な執行体制を確保するとともに、一体的に施策を推進するため、文化スポーツ観光局を設置する。（第4号関係）

令和5年度	令和6年度案
<p><u>国際文化観光局</u></p> <ul style="list-style-type: none">総務室国際課文化課観光課	<p><u>文化スポーツ観光局</u></p> <ul style="list-style-type: none">総務部門国際部門文化部門(担当局長(スポーツ))スポーツ部門観光部門
<p><u>スポーツ局</u></p> <ul style="list-style-type: none">総務室スポーツ課	

(3) 施行期日

令和6年4月1日